

# 大島 和 輪 話

## 学校事務職員と学校の経営資源

R6共同実施だより第1号

R6.6.21

発行 研究集録グループ

周防大島町  
事務の共同実施  
ウェブページ



周防大島町教育委員会 教育長 星野 朋啓

学校事務職員の皆さん、経理や会計、学習環境の整備等、業務の遂行にご尽力いただき、感謝しております。

今回は学校の経営資源について、私が考えていることを述べます。経営資源とは、組織が成果をあげ、事業を継続するために必要となるものを指し、「ヒト・モノ・カネ・情報」の4つに分類されることが多いです。

学校事務職員は、特に、「カネ・モノ」の面から、学校を支えていると言われますが、実際にはすべての経営資源に深くかかわっていると考えています。以前、私が所属した学校では、学校事務職員の方から、保護者や地域住民等の「情報」を共有してもらったことで、より適切な対応が可能になりました。受け取った「情報」は学校の安定化にとって必要不可欠な資源となりました。

経営学では、資源の状況をふまえた施策立案の重要性が示されています。学校現場に引き付けて考えれば、「保有する資源の増減」や「教職員・関係者相互の資源のやり取りの円滑さ」に着目して、学校組織の状況をとらえた上で、達成可能な目標を立て、具体的に手立てを打つことが求められます。

今後も、学校事務職という立場から、資源（ヒト・モノ・カネ・情報）をとらえながら、所属校の運営に積極的に参画していただきたいと願っております。



## 周防大島ならではの共同実施を求めて

拠点校校長 周防大島町立大島中学校長 東原 孝

25年ぶりに周防大島の教育に携われることに大きな喜びを感じながら、4月に本校に着任いたしました。しばらく他市町に勤務し、久々に帰ってきて驚いたのが、周防大島町は教育費がとても充実しているということです。周防大島町は、教育におけるあらゆる分野での手厚い支援がしっかり行き届いている印象があります。山口県小学校長会が毎年行っている「市町教育費調査」の結果を見ても、児童一人あたりの予算額は他市町よりもかなり充実していることがわかります。この充実した支援をさらに実りあるものにするため、学校・地域・家庭が連携・協働しながら周防大島ならではの教育を日々展開しています。だからこそ、その一端を担う私たちの事務の共同実施事業も日々進化し、周防大島ならではの新しい挑戦をしていかなければなりません。

先日、過去の本紙「共同実施だより」を本校主査から見せていただきました。共同実施が始まった平成19年6月に発行された第1号から本号まで、実に通算98号の発行となり、内容も事務に関する当時の新しい情報が満載で、共同実施の取組の歴史がとてもよくわかる貴重な「刊行物」となっています。特に印象に残ったのは、平成21年度第1号に掲載されていた「共同実施＝協働実施」。まさにその通り。大きな感銘を受けました。

本町共同実施の過去を学びながら、今後も周防大島ならではの新しい挑戦にむけた取組を展開し、周防大島の共同実施の新たな歴史を刻んでいくことを期待しています。

# 令和6年度 周防大島町事務の共同実施の取組

事務の

共同実施って  
なあに？

## ◎共同実施の目的

### 1. 教育活動の支援

小・中学校で唯一の行政職である事務職員の専門的な能力を積極的に活用することにより、これまで教員が行っていた事務処理について、学校全体の中で調整して役割分担を明確にしたり、共同で処理したりすることにより、教員の事務処理を事務職が支援することが可能となり、教員は児童生徒と触れ合う時間を確保することができます。

### 2. 事務処理の適正化・効率化

これまで事務職員が個人で行っていた事務処理を、複数の学校の職員で共同して事務処理を行うことにより、集中処理や相互点検が可能となり、迅速で正確な事務処理を行うことができます。

### 3. 事務の平準化と管理職の学校運営等の支援

これまで個人では対応できなかった事務処理システムの開発、各種様式や処理方法の統一などを共同で行うことが可能となり、事務の平準化につながります。また、共同処理により情報交換や先輩職員からのアドバイスの機会が増加し、未経験の事務処理に迅速な対応が可能となるなど、事務処理能力の強化や資質向上にもつながり、管理職の学校運営等を支援することができます。

こんにちは！

令和6年度周防大島町事務の  
共同実施運営責任者の《大島中・北川》  
です。普段は拠点校の大島中学校にいますが  
巡回訪問や事務支援などで、町内小中学校に  
度々おじゃまします。共同実施の最終目的である「学校の総合力の向上」  
のために事務職員としてできることをなだいま  
模索中です。お手伝いできることがあれば  
お気軽にお声がけください!!



周防大島町事務の共同実施  
ウェブページQRコード

年度初めに周防大島町内小中学校教職員全員に配付した左のプリントがご覧になっていただけでしょうか？

共同実施について知ってもらうとともに、裏面の「年度初めに再確認!」により、共通理解事項の周知をはかり、学校事務の平準化に役立つよう作成しました。しっかりご活用ください。

## 年度初めに再確認!!

<b>文</b>	公文は必ず所定の文書ファイルに開きましょう。その際にはアップをお願いします。	<b>文</b>	文書を発送(メールも含む)または保護者等に配付する場合は、事前に宛先と決裁を上げましょう。配付した文書は文書ファイルに開きましょう。
<b>給</b>	請求書や公共組合の振替集金の請求、車庫調整等はすべて本人からの申請によるものです。自身費のこともしっかり把握して、変更があった際にはすみやかに手続しましょう。	<b>休</b>	休暇を取得する際は、あらかじめ休職申請書の提出をお願いします。休職期間の途中からまたは途中まで車体を取る場合は休職期間を外して申請します。
<b>旅</b>	旅行命令は出張の前、復命は出張後すみやかに提出しましょう。勤務地名は正確に記入してください。(例)東京都千代田区千代田から→白木、三浦小→廣野、島中→日吉原)	<b>旅</b>	自家用車公用使用申請書に記載してある保険期間等が切れた場合は、すみやかに申請しなければなりません。(保険料控除等は、自家用車で出張することはできません。)
<b>物</b>	備品については、前年度予算希望時に希望し、予算が満ったものから購入できません。10月頃に次年度希望備品を開きまして、長期展望を持って考えてください。	<b>物</b>	消耗品については、在庫がある物は自由に使われて結構ですが、無くなる前に一声おかけください。(自席以外のものは所定の位置に戻しましょう。)
<b>¥</b>	学校にある物品は、復命者からの取崩金や経費の繰入金で購入されています。前年繰越ではなく、本年に必要なものなのか?無駄にしているのか?考えましょう。	<b>¥</b>	立替払いする際に、ポイントカードやクレジットカードを使用しないこと。ポイント分を着払いとみなされます。(図書カード等の使用はマネーロンダリングとみなされます。)
<b>¥</b>	「お金のかるく」行事をする際には、事前に(企画前)に事務職員に相談ください。(講師謝金や旅費、まよまたし講師品等、事前に分ければお金の出所がある場合も...)	<b>コ</b>	贈り物以外には、事業所グッズとして毎年贈呈しませんがありません。弁当やペットボトル等、個人のグッズはお持ち帰りください。

令和6年4月1日 周防大島町共同実施 拠点校

周防大島町事務の共同実施では「学校の総合力向上」のため、「正確でより質の高い事務の提供」「学校運営に参画できる事務職員の育成」に取り組みます。

## 定額減税について

令和6年度税制改正法案が設立し、令和6年分所得税および住民税について定額減税が実施され、令和6年6月1日以降最初に支払う給与から定額減税が行われます。

### 住民税

- 6月分は徴収せず、減税後の残額を11か月で均等に徴収
- 令和6年6月～令和7年5月の住民税額については決定通知書をご確認ください

### 所得税

- 6月から減税
- 減税しきれなかった場合、翌月以降順次減税

※イメージ



給与支給明細書(令和 年 月分) 例月

給料表	級	号給	調整数	所属			
給料	調整額	教職調整額	地域手当	扶養手当	所得税	住民税	社会保険料(税)
住居手当	単身赴任手当	特給・へき地手当	準特給・準へき地手当	農事手当	社会保険料累計	所得税累計	
時間外手当 100/100	時間外手当 125/100	時間外手当 150/100	時間外手当 135/100	時間外手当 160/100	所得税	住民税	
留日直手当(課税)	管理職員特別勤務手当	期間率	期末手当	期間率	勤続手当	時間外手当	
共済短期掛金/厚保	共済介護掛金	共済長期掛金/厚年	共済長期掛金退職	課税対象額	所得税	住民税	互助会掛金
公舎使用料	共済償還金	財産形成貯蓄額	控除計	給与累計	社会保険料累計	所得税累計	支給額
互助会償還金	共済貯金	生命保険料	物資購入	組合費	慶弔共済費	福利厚生会費	労金償還金
給食費	ユーカリ会費	育友会費	学校生協	組合費	慶弔共済費	福利厚生会費	労金償還金
		口座変更	その他控除計	差引現金支給額	第1口座振替額	第2口座振替額	第3口座振替額
							現金支給額

給与支給明細書のココを見よう!



※ 詳しくは国税庁や総務省などのホームページでご確認ください。